

第1章 総 則

1 趣旨

この基準は、平成12年4月1日から施行された地方分権一括法（平成11年政令第324号）に基づく自治事務として運用する基準であるとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とした行政手続法（平成5年法律第88号）にのっとり、「行政運営の公平性とガラス張り化」し、許可、承認、届出等の申請に関する審査基準等を公表すると共に、危険物の規制事務を統一的に処理するために必要な基準(以下「指導基準」という。)を定め、指導することを趣旨とする。

2 用語

この指導基準において使用する用語は、次に掲げるところによる。

- (1) 「法」とは、消防法（昭和23年法律第18号）をいう。
- (2) 「政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (3) 「省令」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (4) 「告示」とは、危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）をいう。
- (5) 「規則」とは、稲沢市危険物規制規則（平成17年規則第27号）をいう。
- (6) 「施行規則」とは、稲沢市消防法等施行規則（平成17年規則第26号）をいう。
- (7) 「手数料徴収条例」とは、稲沢市手数料徴収条例（昭和51年稲沢市条例第19号）をいう。
- (8) 「火災予防条例」とは、稲沢市火災予防条例（平成17年稲沢市条例第27号）をいう。
- (9) 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (10) 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令338号）をいう。